

令和2年3月18日

関係者 各位

千葉北部生コンクリート協同組合  
理事長 鈴木竜彦

「新型コロナウイルス感染症」感染防止の対応について

当協組常勤者及び関係先に以下の事例が発生した場合は、原則常勤者全員を対象として14日間の自宅待機措置を講ずることとする。

- (1) 当協組常勤者に自宅待機の適用者が発生した場合(本人が感染者となった場合の他、同居家族・濃厚接触者に感染者が発生した場合を含む)
- (2) 当協組に2週間以内に来訪された関係者(組合員・販売店等)に感染者が発生した場合  
(関係先からの連絡により確認する。)
- (3) 当協組が入居するビル内の他のテナントに感染者が発生した場合

なお、自宅待機措置の期間中における当協組としての最低限必要な機能維持のため、BCP(事業継続計画)に基づく業務対応を実施する。

以上